

社会資本整備審議会建築分科会
第3回建築物バリアフリー対策部会議事要旨

1. 日 時 : 平成14年1月18日(金) 14:00~16:00
2. 場 所 : 経済産業省別館10階 1014号室
3. 出席委員 : 小谷部育子部会長、岡田恒男部会長代理、野村歡臨時委員、藤本昌也臨時委員、東信男専門委員、飯山博専門委員、加藤史夫専門委員、見坊和雄専門委員、兒玉明専門委員、笹川吉彦専門委員、高橋儀平専門委員、高橋公雄専門委員、東條隆郎専門委員、長谷川芳弘専門委員、吉田あこ専門委員

(報告案に対する議論)

現行判断基準の説明部分については、「高齢者、障害者等」ではなく、「高齢者、身体障害者等」とすべき

「身体障害者」を対象としていた施策について、身体障害者と知的障害者の両者を含めた「障害者」に拡大しようという流れがあるが、それに反するのではないか。

高齢者・身体障害者等を対象としている現行の判断基準の主旨について適切に表現すべきだといっているのであって、その他の今後の施策に関する部分は、「高齢者、障害者等」と引き続き表現することとしたい。

報告書の中に出てくるハートビル法の用語について説明を入れた方が良いのでは？

それぞれの用語に例示を加えるなどして分かりやすくしたい。

改修に関する箇所、物理的な対応が無理な場合に、ソフトによる対応等も可能とする余地を残していただきたいので、「工事対象部分及び建築物出入口から当該部分に至る一の経路について基礎的基準又は誘導的基準への適合を求める方向で」を「・・・適合を求める方向も含めて」と修正いただきたい。

報告書全体として、バリアフリーを積極的に進めていくという姿勢であるから、「適合も含めて」という表現は後ろ向きでふさわしくない。

一律に基準を適合させるということではなく、ソフト面での対応も認める必要があるのではないか。

例えば、地方公共団体が杓子定規に基準を適合させることのないよう、判断基準の要求趣旨を十分踏まえた柔軟な対応ができるよう設計マニュアル等を充実させて、いろいろな工夫のできる限り基準適合させる努力をして、どうしても無理な場合にソフト面に対応するという姿勢が重要なのではないか

義務付けや認定に係る基準にあいまいさを残すのは難しいが、修繕・模様替については、義務付けではなく、努力義務の対象となるので、基準に「照らして」適切な対応に努めていただき、どうしても困難な場合はソフトで代替することも可能となる。

現行の判断基準をそのまま適用するのか？

一般的な車いすの規格の変化等に伴う要求寸法の変更等は可能性としてあるが、現状では基本的に変える必要性はないと考えているし、基準の要求趣旨自体も原則として変える予定はない。

手すり分を階段等の幅員に算入するか否かなど、判断基準に明確化されていないため、自治体によって運用がバラバラになっているが、そういう部分について、今回の改正で明確化する予定はあるか

例えば「車いすがすれ違えばよい」というような要求趣旨を踏まえて個別に判断すればよいと考える。

ホテルのサービスは人的サービスにも重きを置いているので、一般の施設に比べて全てをハードで対応させる必要はないのではないか。ホテルについては、義務付けではなく努力義務として欲しい。

現行でもホテルはハートビルの努力義務の対象となっており、今後益々高齢者・障害者等の利用が見込まれる中で、ホテルだけを義務付け対象からはずすことは困難。

ホテルはハードではなく、人的サービスでバリアフリー対応を行えばよいとしてしまうのではなく、業態ごとに最低限のハードでの対応ができるように工夫していくことが必要。

前回の会議でも話したが、ハンディキャップルームを用意しても実際にはあまり利用されず、宿泊客は、完璧な設備よりも人的サービスに期待を寄せている。

報告書全体では、今後は障害者が自立し、積極的に社会参加するための整備の必要性について訴えているのに、利用する人が少ないという現状から、バリアフリー整備は期待されていないと判断するのは後ろ向きすぎないか。

社会の流れはそのとおり。しかし、実態は認識していただきたい。

共同住宅のバリアフリー化で、ハートビル法の特定施設にあたる共用部分については、すでに容積不算入としているので、今回新たに創設しようとしている容積不算入制度のインセンティブ効果は低いのではないか。

確かに、共同住宅の共用の廊下、階段部分はすでに不算入であるが、エレベーターについてはこの制度で新たに不算入が可能となる。

最後の文章のうち、「大学等の建築教育」と大学に限定する必要はなく、「専門家の育成」ではなく、幅広い関係者の資質向上が必要なので、これについて修正すべき。

そのように修正したい。

容積不算入制度について、バリアフリー化による増床部分のみの不算入ということであるが、この程度の容積率緩和では、インセンティブ効果は低いので、もっと不算入割合を大幅にアップしていただきたい。

容積率制限は、敷地に建つ建物の密度をコントロールすることにより、周辺のインフラに対する負荷を調整したり、市街地環境を守るためにあるので、容積率の特例は、この主旨に背かない範囲にとどめる必要がある。